

県条例記入例

※ 本届出書は、特定建設作業の種類ごとに作成し、各々正本にその写しを一部添えて提出してください。

別記様式第8号（第27条関係）

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 条例第37条第1項の規定により「特定建設作業の開始の日の7日前まで」の届け出が必要となっています。ただし、災害等により緊急に作業を要する場合には、同第2項の規定により「速やか」に届け出ることとなっています。

大田原市長 〇〇 〇〇 様

届出者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒324-0041

大田原市本町〇〇〇

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇工業株式会社

取締役社長 大田原 太郎

特定建設作業を実施したいので、栃木県生活環境の保全等に関する条例第37条 第1項
第2項 の規定

により、次のとおり届け出ます。

※ 通常の届け出は条例第37条第1項に基づきます。災害等により緊急に作業を要する場合には同第2項に基づきます。該当しない部分(この場合は「第2項」)は、例のとおり2本線で消してください。

建設工事の名称	〇〇〇〇公共下水道△△△△線工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	下水道本管 ※ 次に該当する場合は、届け出が不要です。 ・ バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業で、環境大臣が指定した低騒音型機械のみを使用する場合。			
特定建設作業の種類	6 バックホウを使用する作業 ・ さく岩機を使用する作業で、1日に50m以上移動して作業する場合。			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	バックホウ 1 2 3 A B C 型			
特定建設作業の場所	栃木県大田原市 △△△123番地先			
特定建設作業実施の期間	※ 特定建設作業には、次のような規制があります。 ・ 日曜日やその他の休日には作業できない。 ・ 連続6日を越えては作業できない。 ・ 作業時刻及び1日あたりの作業時間が制限される。		自令和〇年〇月〇日 20日間 (日曜、 至令和〇年〇月〇日 休日を除く) ※ 「特定建設作業」の実施期間(全工期でない)です。 ※ 作業開始日に終了する作業の場合は、届け出が不要となります。	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	自 17時	月から金曜日	8 時間
	8	12	土曜日	4
騒音又は振動の防止の方法	作業現場を遮音用シートで囲う ※ 作業敷地境界における基準値は騒音85dB、振動75dBです。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〒324-0041 大田原市本町1丁目4番1号 大田原市長 〇〇 〇〇 (大田原市水道部下水道課) (電話番号 (0287) 〇〇—〇〇〇〇)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇工業株式会社 工事部長 美原 次郎 (電話番号 (090) 1111—2222)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(電話番号) ※ 本例は、届出者が直接工事に従事することを想定しています。当該工事を下請負人が実施する場合には、本欄への記入も必要となります。			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号)			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

備考 (略)

添付書類 1 特定建設作業の場所の付近の見取り図及び案内図

住宅地図等、作業現場の敷地境界及び付近の状況が明示され並びに現場への案内が可能な図面
(縮尺又は距離を明示すること)

添付書類 2 特定建設作業の工程

当該特定建設作業を伴う工事全体の工程及び特定建設作業の工程を示した工程表

(例)

月	10																						
日	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
工 期	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
仮 設 工	■																						
掘 削 工 (バックホウ使用)		■	■	■	■	■			■	■													
埋 戻 工 (バックホウ使用)											■	■	■		■	■	■	■					

※ 本工程表で、当該特定建設作業を伴う作業の全工程を把握するとともに、特定建設作業の実施予定の確認を行います。

添付書類 3 特定施設の仕様書

使用する機械の型式、規模、能力及び騒音が分かる書類
(製造元が発行する仕様書のようなものが望ましい)